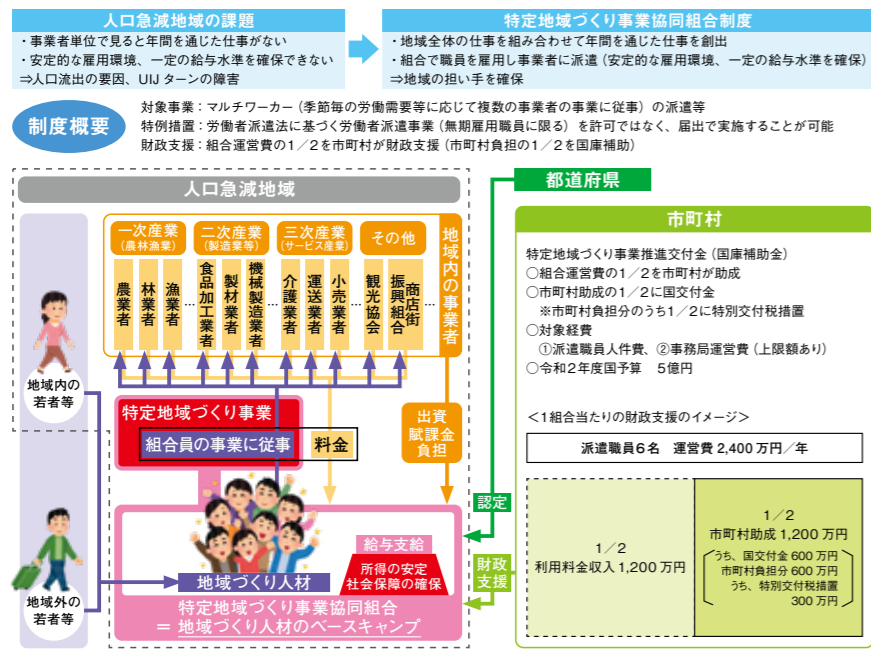


特定地域づくり事業協同組合制度

特定地域づくり事業協同組合制度の概要



特定地域づくり事業協同組合制度について

特定地域づくり事業協同組合制度は、本年6月4日に施行された「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づいて、創設されたものです。この法

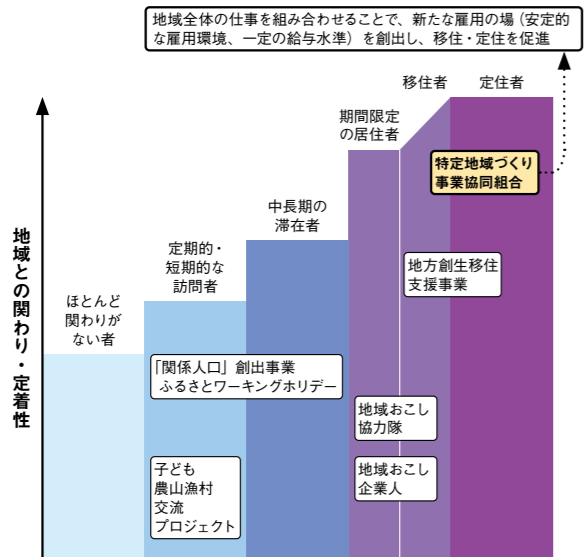
律は、農山漁村を中心とした人口急減地域においては、事業者単位で見ると年間を通じた仕事が少ない、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することができないといった課題がある一

方、若い世代を中心に、豊かなライフスタイルを求めて、都市部から農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まっていることを踏まえ、議員立法により成立したものです。

この制度は、地域内の複数の事業者で事業協同組合を設立し、組合員となった事業者の仕事を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出し、組合が雇用した職員をマルチワーカーとして組合員に派遣する仕組みです。組合の活動を通じて人口急減地域の担い手の確保を推進するとともに、地域社会の維持や地域経済の活性化を図ることを目的としています。

国では、組合の派遣職員人件費と事務局運営費を対象経費とする特定地域づくり事業推進交付金を設け、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保できるよう支援を行っています。

特定地域づくり事業協同組合制度と関連施策との関係



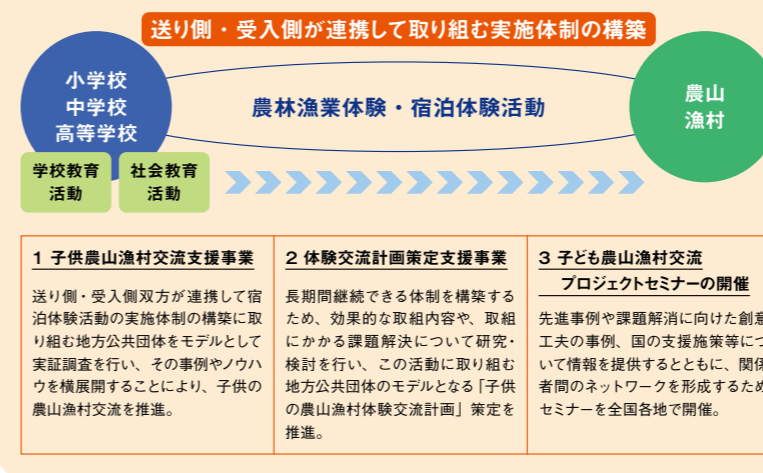
関連施策との関係について

組合の設立・運営にあたっては、組合が地域づくり人材のベースキャンプとなっており、年間を通じて相当期間の受け入れが可能な派遣先事業者を確保することが重要であり、派遣先としてどのような事業者を想定するか、雇用する職員の希望や特性に応じてどのようなキャリア形成につながるのかなど、組合員と事業者との関係が重要である。また、地域全体の仕事を組み合わせることで、新たな雇用の場を創出し、地域内外の若者等の移住・定住につながるということが期待されます。

これまで、関係人口の創出、地域おこし協力隊の受け入れなど、様々な施策に取り組んでいる地域においても、この制度の活用により、地域全体の仕事を組み合わせることで、新たな雇用の場を創出し、地域内外の若者等の移住・定住につながるということが期待されます。

子ども農山漁村交流プロジェクト

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業



子ども農山漁村交流プロジェクトについて

「子供の農山漁村体験(子ども農山漁村交流プロジェクト)」(総務省、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、文部科学省、農林水産省、環境省による連携事業)は、農林漁業体験や宿泊体験、地域住民との交流を通じて、子供

交流支援事業について

総務省では、緊密に連携し、創意工夫を凝らして、課題を解決し、本取組を実施する都道府県、市区町村をモデル団体として委託し、実証・調査した成果を全国の都道府県、市区町村への普及を図ることを目的として交流推進支援事業を実施しており、昨年度は6団体(3組)をモデル団体として委託しました。

モデル事業の紹介

